

資料 2

千葉県の地方再犯防止推進計画策定に 向けた取組について

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

施行日：平成28年12月14日

目的：犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等（再犯防止）により、国民が受ける犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として制定

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努力しなければならない。

(国)地域再犯防止推進モデル事業

目的:再犯防止推進計画を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的とする。

期間:30年度～32年度

- テーマ:1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止の取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止の取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組

関東近県の再犯者率の比較

	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
刑法犯検挙人員	4,873	2,841	4,063	12,739	10,158	31,044	16,356
再犯者数	2,152	1,370	1,809	6,533	4,929	14,796	7,891
再犯者率	44.1%	48.2%	44.5%	51.2%	48.5%	47.6%	48.2%

全国 刑法犯認知件数 99万6,120件（刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに14年連続で減少）
再犯者率 48.7%

千葉県の出所者数と 保護観察対象者数

県内所在の矯正施設から出所した人数(H28)	403人
本県で保護観察を開始した人数(H28)	1,498人

千葉県内の矯正施設

千葉刑務所（木更津拘置所、八日市場拘置所）
市原刑務所
市原学園
八街少年院
千葉少年鑑別所

千葉県の取組体制

担当課：健康福祉部健康福祉指導課（地域福祉担当課）

再犯防止の目的を「国民が受ける犯罪被害の防止」、「安全・安心のため」にするのではなく、犯罪をした者をどこにでもいる普通の人として捉え、彼らを地域で支えることを目的にする。・・・それが再犯防止につながる。

更生保護⇒更生支援

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

【地域における再犯防止推進に関する取組の現状及び課題】

- 千葉県では、平成22年10月に地域生活定着支援センターを設置し、高齢や障害を理由に福祉的支援を要する犯罪をした者等に対する生活支援を実施し、一定の成果を上げている。
- 一方で、現在の更生保護施策や地域生活定着支援センター事業のもとにおいてもニーズを把握しきれずに、中核地域生活支援センターが支援している事例があった。

◆矯正施設出所者の再犯防止に資するため、地域生活支援体制の構築が必要。

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

【千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会】

本モデル事業の実施及び地方再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行うために以下の関係機関により協議会を設置し、意見を集約する。

千葉保護観察所、千葉地方検察庁、矯正施設、更生保護施設、自立準備ホーム、
千葉県保護司会連合会、千葉県就労支援事業者機構、千葉県宅地建物取引業協会、
中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、
学識経験者、市町村 ほか

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

【実態調査】(平成30年度実施)

社会復帰のために福祉的支援が必要であるにもかかわらず、地域にこぼれ落ちる犯罪をした者等の実態を把握するとともに、矯正施設等を出所する再犯者の実態や社会復帰のための支援ニーズを把握するための調査を実施。

○中核地域生活支援センターにおいて実施した支援事例の分析

自助努力や公的支援制度があるにもかかわらず、出所後、社会復帰のための有効な支援につながることができず、県が設置する中核地域生活支援センターで生活支援を受けるに至った者等の事例を分析し、センターが関与するまでの支援の有無と内容などを把握する。(50例程度)

○刑務所・少年院入所者、更生保護施設・自立準備ホーム入居者へのアンケート

犯罪や非行を繰り返す者に対してアンケート調査を実施し、その者の対象者像、再犯に至った理由、社会復帰のために必要な支援ニーズを把握する。(50例程度)

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

【支援体制の検討】(平成30年度実施)

実態調査から、現在の更生保護制度や福祉的支援の課題や対応が不足している支援ニーズを分析し、支援体制を検討する。

【モデル事業の実施】(平成31年度実施)

犯罪をした者等が矯正施設等を出所後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、**国の刑事司法関係団体と地方の福祉関係団体との連携体制を構築**するための取組を行う。(※千葉県独自の中核地域生活支援センターの機能を活用)

【効果検証・地方再犯防止推進計画】(平成32年度実施)

モデル事業の検証を行うとともに、計画の策定に向けた検討を行う。

※参考 中核地域生活支援センター

平成16年10月 「24時間365日制度横断的に！」総合的な福祉の相談活動を行う機関として県が設置した。

13の健康福祉圏域に1か所ずつ設置され、民間の法人が県から委託を受け運営にあたっている。

千葉県が定める要綱に基づき、以下の4つの事業を行っている。

- ① 包括的相談支援事業
- ② 地域総合コーディネート事業
- ③ 市町村等バックアップ事業
- ④ 権利擁護事業

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

【推進協議会の日程】

第1回 平成30年11月30日(金)14:00~16:00

第2回 平成31年1月28日(月)9:30~11:30

第3回 平成31年3月25日(月)14:00~16:00

※開催場所 千葉県教育会館 本館6階608会議室

【事業計画素案に対する意見照会】

本日の協議会意見を参考に、平成31年度に実施する事業計画の素案を策定し、各委員にあらためて意見照会(文書)。

意見回答(文書)を勘案の上、事業計画案を策定し、第2回協議会の場で報告。